

1. 法人制度の類型及び在り方について

6センターのこれまでの業務の実施状況や当検討会委員の意見、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項において「研究開発法人」に規定されていることなどを踏まえ、今後の国立高度専門医療研究センターはどのような法人類型が適当か。また、その際に6法人のまま移行するのが適当か、1つの法人に統合するのが適当か。

2. 医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理について

今後の国立高度専門医療研究センターについて、国立健康・栄養研究所や医薬基盤研究所などの医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理についてどのように考えるか。

（参考）

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）（抄）

附則

（検討）

第24条 政府は、この法律の施行後3年以内に、その業務として研究及び開発を行う他の独立行政法人の見直しその他の独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ、国立高度専門医療研究センターの業務についての社会的な評価を含む業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、国立高度専門医療研究センターの組織及び業務について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）（抄）

【国立高度専門医療研究センター】

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）の附則第24条の規定に基づき、この法律の施行後3年以内に、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。その際、医療や創薬に係る他の研究所との統合や機能面による再整理も含め、既存の枠組みにとらわれない検討を進める。

国立高度専門医療研究センターを6法人とするメリットと1法人とするメリット

	6法人のメリット	1法人のメリット	備 考
高度専門医療研究の推進	○ 国民の健康に重大な影響のある特定の疾患(がん、循環器病等)について、NCを中心とした他の医療機関等とのネットワーク体制を構築し、それぞれの専門分野に特化した臨床研究を進めるという実態に即している。 ○ 国が直接各NCに関与(理事長の選任・解任等)していくため、各分野の医療政策を効果的に法人運営に反映させることが可能。	○ 関連領域における連携が容易になるなど、医療研究の総合的な取組みが可能。 ○ NC間で共同研究を推進するにあたって、倫理審査委員会の審議等の手続を一本化・簡素化でき、共同研究の円滑化が可能。	○ バイオバンク事業などの共同研究に取り組んでおり、さらに推進していく。
組織・経営のマネジメント	○ 各NCが対象とする特定の疾患すべてに精通した者を求めることは困難である中で、各NCに各分野の最高の専門家を理事長として据えることが可能。 ○ 各分野の最高の専門家を理事長に据えることで、優秀な人材を集めることが可能。 ○ 理事長の経営責任が明確であり、経営体質が弱いNCの理事長が、責任をもって経営改善に取り組むことが可能。	○ 人事の一本化により、総合的に優秀な人材の育成が可能。 ○ 専門性の高い医師や研究職などを除き、職員の一括採用が可能。 ○ 長期資金(財政投融资)のまとめたの借入ができるなど、効率的な資金調整が可能。	
運営の効率化		○ 役員数を減らすことが可能。 ○ 給与支給の一本化等、事務部門の合理化が可能。	○ 医薬品等の共同購入に取り組んでおり、さらに推進していく。 ○ 看護師養成の一本化、人事交流に取り組んでおり、さらに推進していく。

総人件費改革基本指針(平成17年11月14日経済財政諮問会議決定)

- ・国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間(※1)で5%以上(※2)純減させる。
1～4 (略)
- 5. 非公務員型独立行政法人化等
 - a 森林管理関係業務、b 国立高度専門医療センター、c 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野

行政改革の重要方針(平成17年11月24日閣議決定)

- ・国立高度専門医療センター特別会計については、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に、国立がんセンターなどを独立行政法人化し、同特別会計を廃止するものとする。
- ・国の行政機関の定員(33.2万人)を今後5年間(※1)で5%以上(※2)純減させる。
(a)～(d) 略
(e)非公務員型独立行政法人化等
 - i 森林管理関係業務、ii 国立高度専門医療センター、iii 行政改革会議において独立行政法人化の検討対象となった分野

第4回行政減量・効率化有識者会議(平成17年11月24日)

(厚労省資料)

- ・法人の形態は、国立高度専門医療センター法人法(仮称)に基づく独立行政法人への移行を基本とし、ナショナルセンターごとに個別の法人とする。
- (委員の主な意見)
- ・非公務員型の独立行政法人への移行に前向きな姿勢を示したことを高く評価する。
- ・現時点ではセンターごとに別法人とすることが最もふさわしいとされているが、一つの法人に統合した場合のメリットも検討し、しっかり比較すべき。

国の行政機関の定員の純減方策について(平成18年5月30日行政減量・効率化有識者会議)

- ・ナショナルセンターとしての役割・位置づけを充実発展させるための条件を担保するのに必要な制度的・財政的な措置を講じた上で、非公務員型独立行政法人とすることを検討する。
- ・独立行政法人化された国立高度専門医療センターの形態をセンターごとの個別の法人とするか統合した1個の法人とするかについては、法人の詳細設計の段階で最終的な結論を得るべき、各センターの果たす機能を踏まえながら更なる検討を行う。

国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議 報告書 (平成19年7月13日閣議決定)

- ・法人の形態については、今後、厚生労働省において、関係部門と調整することになるが、政策課題を効果的かつ効率的に達成できるようにするためには、各NCごとに法人化する必要がある。

第42回行政減量・効率化有識者会議(平成19年11月2日)

(厚労省資料)

- ・各NCが担う責務の政策的重要性、業務の個別性、効率的な成果達成や世界に互するトップクラスの人材の育成・確保の観点から、各NCを個別に独立行政法人化することが必要。
- ・個別の独立行政法人化により、各NCにおいて、自律的運営という独立行政法人の仕組みを活かしつつ、各分野毎の専門性を十分に発揮させ、国内外の各分野毎のネットワークの中で主要な役割を果たすことが可能。
- ・さらに、各NCが担う各分野毎に国の医療政策との合致を担保するために、厚生労働大臣が各NCの長を任命することが不可欠。

(委員の主な意見)

- ・結論を得るためには、1法人化することについてのメリット・デメリットをさらに具体的に検証する必要がある。

NC法案閣議決定(平成20年2月)、NC法成立(平成20年12月)

医療や創薬に関する他の研究所について

	(独)医薬基盤研究所	(独)理化学研究所	(独)産業技術総合研究所
研究所の目的 (各個別法から抜粋)	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資すること	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ること	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資すること
中期目標 (医療や創薬に関する部分を抜粋)	1. 基盤的技術研究 より効率的かつ効果的に、画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図ることを目標に以下の研究に取り組むこと。 (1) 次世代ワクチンの研究開発 (2) 医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤的研究 (3) 難病治療等に関する基盤的研究 ※代表的な部分の抜粋のみ	2. 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進 我が国の研究開発機能の中核的な担い手の一つとして、国の科学技術政策の方針等に従って政策課題の解決に貢献するとともに、社会からの様々なニーズを踏まえて戦略的・重点的に研究開発を推進する。 (4) 免疫・アレルギー科学総合研究 (5) ゲノム医科学研究 (6) 分子イメージング研究 3. 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進 (4) バイオリソース事業	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 「課題解決型国家」の実現に向けた研究開発の重点分野 (1) 世界をリードする「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」の推進 6. その他 ・ライフイノベーションを実現させるための研究開発の推進 ・計量の標準(計量標準の設定・供給による産業技術基盤、社会安定基盤の確保)
その他	・精神・神経医療研究センター、民間企業と共同研究を実施 ・NCの研究者個人に対して競争的研究費の一部を交付 ・平成26年度に国立健康・栄養研究所と統合予定(平成24年1月20日閣議決定)	・がん研究センター、精神・神経医療研究センター(大学等含む)、国際医療研究センターとそれぞれ共同研究を実施 ・平成26年度に物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、海洋研究開発機構と統合予定(平成24年1月20日閣議決定)	・平成26年度に経済産業研究所、情報処理推進機構と統合予定(平成24年1月20日閣議決定)

法人制度の比較について

1. 法人類型について

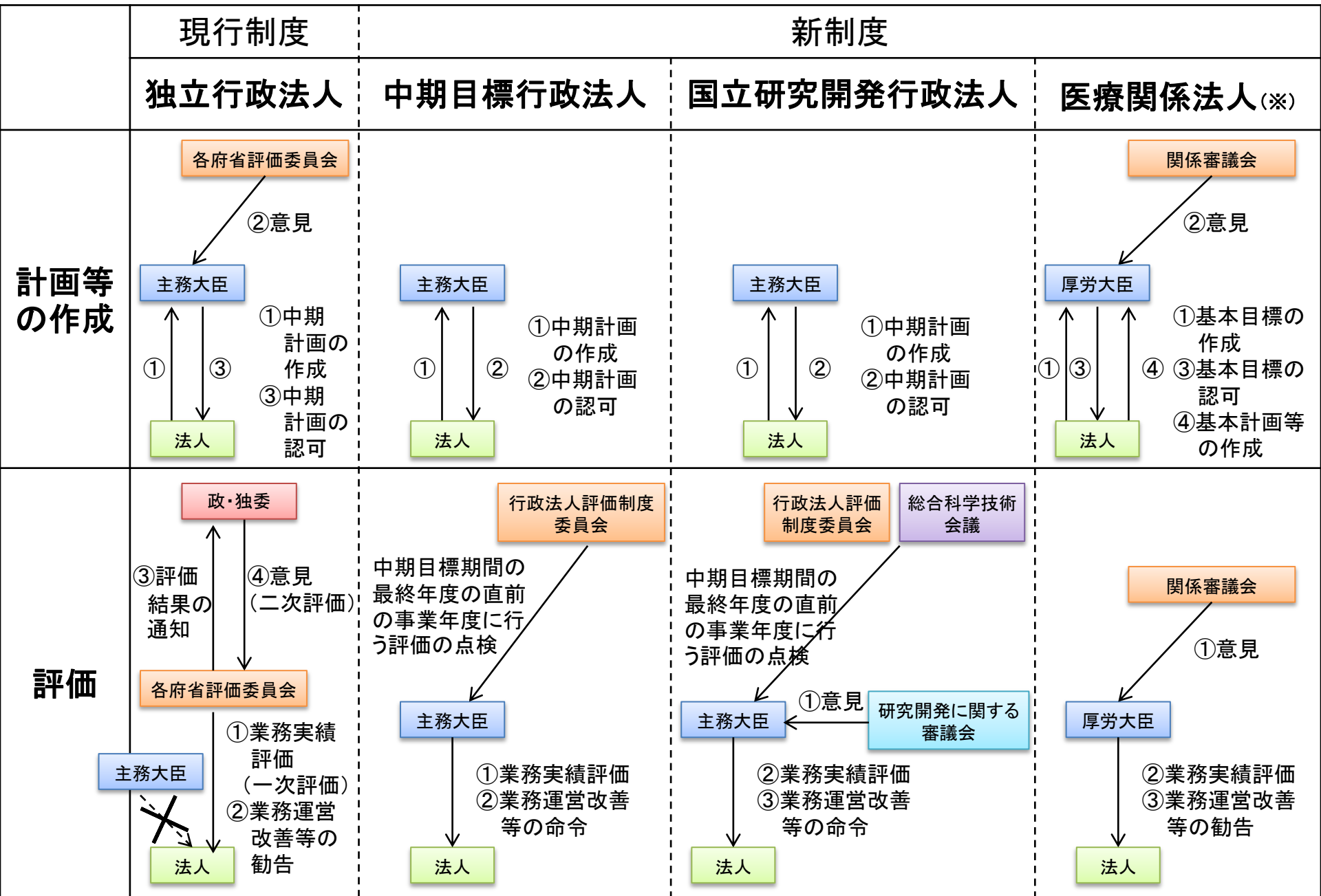
	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人(※)
根拠法	独立行政法人 通則法	行政法人通則法	行政法人通則法	— (固有の根拠法)
法人の 性格	公共上の見地から 確実に実施される ことが必要な事 務・事業であって、 国が直接実施する 必要のないものの うち、民間の主体 にゆだねた場合に は必ずしも実施さ れないおそれがあ るものを行う法人	公共上の見地から確実に 実施されることが必要な 事務・事業であって、国が直 接実施する必要のないも ののうち、民間の主体に ゆだねた場合には必ずし も実施されないおそれ があるもののうち、一定の自 主性・自律性を発揮しつ つ中期的な視点に立って効 果的に執行することが求 められるものを行う法人	中期目標行政法人のう ち、その主要な業務とし て、 <u>研究開発に係る事 務・事業を実施し、公益 に資する研究開発に係 る事務・事業の最大限 の成果を得ることを目的 とする法人</u>	「独立行政法人の制度 及び組織の見直しの基 本方針」(平成24年1月 20日閣議決定)におい て、①国が担うべき政 策医療等の確実な実施、 ②自律的かつ効率的な 経営の実現を目指し、 国立病院機構及び労働 者健康福祉機構が移行 することとされている法 人
法人の 名称	独立行政法人 〇〇センター	行政法人 〇〇センター	<u>国立研究開発行政法人</u> 〇〇センター	—

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。

2. 目標・評価について

	現行制度	新制度		
	独立行政法人	中期目標行政法人	国立研究開発行政法人	医療関係法人(※)
中期目標期間	3年以上 5年以下	3年以上 5年以下	3年以上 <u>7</u> 年以下	— (適切な期間を設定)
第三者機関	- 各府省の評価委員会 - 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会	総務省の行政法人評価制度委員会	- 総務省の行政法人評価制度委員会 - 総合科学技術会議 - 研究開発に関する審議会(主務大臣の判断を補佐する役割)	関係審議会
目標等の指示	<pre>graph TD; A[各府省評価委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣]; B -- ②中期目標の指示 --> C[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[行政法人評価制度委員会] -- ①意見 --> B[主務大臣]; B -- ②中期目標の指示 --> C[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[行政法人評価制度委員会] -- ②意見 --> B[主務大臣]; C[総合科学技術会議] -- ①意見 --> B; D[研究開発に関する審議会] -- ①意見 --> B; B -- ③中期目標の指示 --> E[法人];</pre>	<pre>graph TD; A[関係審議会] -- ①意見 --> B[厚労大臣]; B -- ②基本方針の指示 --> C[法人];</pre>

※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。



※医療関係法人の制度については、現在、「国立病院及び労災病院の新しい法人制度に関する検討会」において検討中の内容である。